

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、東吉野村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

東吉野村

二 調査を行った期間

平成二十四年五月十八日から平成二十六年二月十五日まで

三 成果の名称

東吉野村（大字小の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

吉野郡東吉野村大字小の一部の地域

五 認証年月日

平成二十六年十二月三日